

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和5年度感染症検査機器定期点検保守管理業務委託	R5.7.14	有限会社友田大洋堂 松江市嫁島町13-34	3,249,950円	第167条の2第1項第2号	当該機器は、製造メーカーの代理店でなければ保守点検できず、また、効率的かつ適正に保守点検を行うことができるのは、機器設置からこれまでの状況を把握している当該事業者しかないため。	—	—	保健環境科学研究所	
						—	—		
						—	—		
令和5年度在宅歯科医療連携室整備事業業務委託	R5.7.3	一般社団法人 島根県歯科医師会 松江市南田町141-9	1,574,000	第167条の2第1項第2号	当該法人は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。	—	—	健康推進課	
						—	—		
						—	—		
令和5年度歯科医療推進対策事業業務委託	R5.7.3	一般社団法人 島根県歯科医師会 松江市南田町141-9	1,331,000	第167条の2第1項第2号	当該法人は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。	—	—	健康推進課	
						—	—		
						—	—		
令和5年度地域リハビリテーション活動推進事業業務	R5.7.3	しまねリハビリテーションネットワーク 会長 加茂 昌子 島根県出雲市 平野町557番地2 2階B号室	1,021,000	第167条の2第1項第2号	当事業は、リハビリテーション専門職の資質向上とリハビリテーション専門職による市町村支援を円滑に実施するためのものである。しまねリハビリテーションネットワークは、リハビリテーション専門職の職能団体である理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会と医療関係の協力団体(島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県栄養士会、島根県医療ソーシャルワーカー協会、島根県在宅保健師等の会「ばたんの会」)で構成されており、職能に応じた効果的な研修が実施できる。また、7圏域ごとにブロック理事を配置しており、全県的なリハビリテーション専門職派遣の支援、市町村のニーズに沿った介護予防等への関与、人材育成が期待できることから、しまねリハビリテーションネットワークのほかに当事業を委託可能な団体はない。	—	—	高齢者福祉課	
						—	—		
						—	—		
令和5年度島根県内19市町村単位での人口推計、医療介護需要の推計作業および分析業務	R5.7.10	産業医科大学ヘルスマネジメントシステム有限責任事業組合 代表者 松田 晋哉 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	1,100,000	第167条の2第1項第2号	島根県健康福祉部医療政策課が所管する令和4年度在宅医療介護連携推進事業において、産業医科大学ヘルスマネジメントシステム有限責任事業組合へ委託し、二次医療圏単位での人口推計、医療介護需要の推計作業および分析業務を行ったところ、各職能団体等から市町村ごとの推計および分析データがほしいとの要望があった。本業務については、当該組合が保有するデータベースを組み替えることにより実施可能であるため、産業医科大学ヘルスマネジメントシステム有限責任事業組合のほかに委託可能な団体はない。	—	—	高齢者福祉課	
						—	—		
						—	—		
令和5年度島根県介護職員等によるたんの吸引等研修事業委託	R5.7.19	学校法人木村学園 広島県広島市中区上幟町8-18	3,749,010	第167条の2第1項第2号	登録研修機関であり、これまでに当該研修を実施した実績があること。また、介護福祉士養成校として運営実績があり、介護人材の養成等に係る研修のノウハウを有し、研修講師となる指導者講習修了者が複数名所属していることから、本業務を適切に実施できる唯一の法人であると認められるため。	—	—	高齢者福祉課	
						—	—		
						—	—		